

地方自治制度講師養成研修

研修の目的とねらい

市町村等が実施する地方自治制度研修において、講師として活躍できるようになる。

- 地方自治制度研修の講師として必要な知識や指導方法を習得します。
- 制度についての基本的な知識を習得後、効果的な講義技法を学びます。
- 模擬講義を通して、実践的な研修講師の育成を図ります。

期日	前期	1日目	令和2年12月 1日(火)	10時00分～16時30分	※集合：9時45分
		2日目	令和2年12月 2日(水)	9時30分～16時30分	
	後期	3日目	令和2年12月15日(火)	9時30分～16時30分	
		4日目	令和2年12月16日(水)	9時30分～16時30分	
会場	茨城県自治研修所 7階 702研修室			講師	学識経験者等
対象	講師として意欲のある職員 新規採用職員等を対象とした庁内研修の講師を予定している、職員 に対して地方自治制度について指導する立場である といった方			計画 人員	20人

研修の概要

市町村等が実施する地方自治制度研修の講師として、必要な知識や指導方法などを習得するために実施します。

当研修では、前期の2日間で地方自治制度全般についての基本的な知識を習得した後、後期の2日間で効果的な講義を行うための技法を学ぶことにより、実践的な研修講師の養成を図ります。

タイムスケジュール

	9:30	9:45	10:00	12:00	13:00	16:30
前期	1日目	開講 オリエン テーション	地方自治制度(講義)			
			休憩			
後期	2日目	地方自治制度(講義)				
		休憩				
後期	3日目	効果的な講義技法(講義・演習)				
		休憩				
後期	4日目	レessonプランの作成、模擬講義(講義・演習)				閉講
		休憩				

※計画内容は、講師との打合せ等により、若干変更となる場合がありますので、予め御留意ください。

受講者の声

- ・ 実践的に学べた研修で、大変参考になった。
- ・ 自分の弱点・課題が明確になり、改善点がわかったので自信がついた。
- ・ 講師からの的確な指導(癖など)が多くあり、改善したいと思った。

■茨城県自治研修所 市町村研修課

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎7階
TEL 029-303-1326 FAX 029-233-1031
E-mail jichiken2@pref.ibaraki.lg.jp

■交通アクセス

- ・ 水戸駅南口から徒歩約10分
 - ・ 研修生用駐車場(水戸市三の丸3丁目9番地)から徒歩約10分
- 詳しくは当研修所HPを御覧ください。
<http://www.ibaraki-jichiken.jp>